

## 気仙沼まちなかエリア未来ビジョン推進業務 特記仕様書（参考）

## 1 適用範囲

本特記仕様書は、気仙沼市が実施する「気仙沼まちなかエリア未来ビジョン推進業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

## 2 業務目的

気仙沼市では、三日町・八日町地区沿道及び内湾地区（以下、「気仙沼まちなかエリア」という。）において、令和 8 年度以降の市役所庁舎移転後のまちづくりに向けて、「気仙沼の顔」として市民が集い、インバウンドを含む観光・交流人口、関係人口の拡大の中心となる「外貨が稼げる賑わいのまち」の創出を目指している。

令和 3 年度には、気仙沼まちなかエリアの目指すべき将来像を検討するため、「気仙沼まちなかエリアプラットフォーム」を民間主体により発足し、令和 3 年度末に「気仙沼まちなかエリア未来ビジョン」（以下、「未来ビジョン」という。）を策定する予定である。その未来ビジョンでは、エリアの目指すべき将来像を実現するためのリーディングプロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）を具体的方策として提案している。

本業務は、民間主体による未来ビジョンを、本市を含めた行政機関と民間事業者との連携によって、プロジェクトとして推進し、民間投資の誘発及び地域において主体者となりえる人材等の発掘・意識醸成、自走化支援を行うものである。

## 3 対象区域

気仙沼まちなかエリア周辺（別紙、位置図のとおり）

## 4 業務内容

## (1) 事業全体の推進・コーディネート

## ①未来ビジョン推進のための全体企画提案

## ア アクションプランの立案及び推進

コーディネーターとして、気仙沼まちなかエリアプラットフォームの構成員やまちなかエリア内の事業者等と連携し、各プロジェクトのシナリオ、行動内容等のアクションプランを立案し、推進する。

## イ プロジェクトの進捗管理

未来ビジョンの推進のために令和 4 年度から令和 6 年度までの長期スケジュール及び令和 4 年度の単年度スケジュールを作成し、進捗を管理する。

## ウ プロジェクトのクオリティ管理

各プロジェクトが未来ビジョンと整合し、各プロジェクト間、また、エリア内の既存の取組との連携が図られることで、エリア全体の一体性が保たれるようクオリティ管理や提案を行う。

## エ 関係者との調整

未来ビジョンに関与する行政担当者、地域の利害関係者、民間投資者等との会議の運営及

び調整を行い、適切にプロジェクトを進行させる。

## ②気仙沼まちなかエリアプラットフォームの運営支援

気仙沼まちなかエリアプラットフォームの運営に係る全体会議及び各種会議の運営支援を行う。全体会議への参加は、月1回程度を想定している。

### ア 議題整理

気仙沼まちなかエリアプラットフォームの議題の整理を行う。

### イ 会議進行

気仙沼まちなかエリアプラットフォームの進行を行う。

### ウ 会議運営支援

必要な会議資料の作成、会議の開催、運営に関する支援、議事概要の作成を行う。

## (2) 公共空間等活用の常設化に向けたシナリオ及び社会実験の企画運営

### ①社会実験による検証

未来ビジョンに基づく公共空間等を活用したプロジェクトを官民連携により推進するため、道路・公園・緑地・漁港施設等における社会実験の企画立案・運営（進捗管理・工程管理）を行う。なお、個別の社会実験の実施に関する費用については、本業務には含まない。

### ②利活用スキームの構築

社会実験による検証を踏まえて利活用のスキームを検討・構築する。

## (3) 民間投資を誘発する条件や制度設計の提案

プロジェクトに基づく気仙沼まちなかエリアの賑わい創出に寄与する事業者像を想定し、企業ヒアリングを踏まえ、提案する。

## (4) 地域主体の発掘・意識醸成、自走化支援

### ①地域主体の発掘・意識醸成

地域において主体者となりえる人材等（地域主体）の発掘のためのヒアリング及び打合せ、意識醸成のための企画提案を行う。

### ②地域主体の自走化支援

地域主体の自走化にあたって、事業計画、建築・デザイン、資金計画等の面から支援を行う。必要な場合、外部専門人材と連携し、効果的な支援を行う。

## (5) 未来ビジョンを共有するための方策検討

### ①官民によるビジョンの共有

民間主体により策定された未来ビジョンを行政計画に位置付ける上で必要な公共事業等の行政課題について、整理、検討を行い、未来ビジョンに反映する。

## 5 再委託について

(1) 本業務においては、原則として主たる業務を再委託することはできないものとする。

(2) 受託者は本業務の一部（主たる部分を除く。）について再委託を行う場合は、事前に発注者の承

諾を得て、その旨を書面により通知しなければならない。

- (3) 本業務における「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断に関わる部分とする。

## 6 資料の貸与

本業務にあたって貸与できる資料は、次のとおりである。

- (1) 気仙沼まちなかエリア未来ビジョン（令和4年3月）
- (2) 気仙沼市エリアプラットフォーム形成支援及び土地建物利用調査業務報告書（令和3年5月）
- (3) 第2次気仙沼市総合計画 基本構想（令和3年6月改定）・後期基本計画
- (4) 地域再生計画（申請中）
- (5) その他発注者が認めた資料

## 7 管理等

本業務の実施にあたり、以下のことを遵守すること。

- (1) 貸与された資料は、本業務以外に利用しないこと。
- (2) 本業務により得られた資料は、発注者の許可なく他に利用しないこと。
- (3) 貸与された資料は、本業務終了後、速やかに返却すること。
- (4) 本業務完了後といえども、受注者の過失等に起因する不良箇所及び誤りが発見された場合は直ちに訂正補正等の処理をすること。
- (5) 本業務において必要な手続き、及び発注者の貸与する資料以外の収集は原則として受注者が行うこと。

## 8 検査

発注者は、受託者に対し各作業行程において必要に応じて随時検査を行い、不備等のある箇所については必要な指示を与えることができる。この指示において、その結果訂正等の指示を受けたときは、受託者は、その指示に従い速やかに訂正するものとする。

## 9 技術者等

- (1) 受注者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) プロポーザルの技術提案書に示した管理技術者及び担当責任者を配置する。ただし、事情により配置できなくなった場合は、同等の技術・経験を有する技術者等を選定し、発注者の承認を受けなければならない。

## 10 工期

本業務の工期は、令和5年3月31日までとする。

なお、本契約の履行状況が良好な場合、令和5年度以降において、次の業務について、次年度の契約を締結することがある。

- (1) 事業全体の推進・コーディネート
- (2) 公共空間等活用の常設化に向けたシナリオ及び社会実験の企画運営
- (3) 民間投資を誘発する条件や制度設計の提案
- (4) 地域主体の発掘・意識醸成、自走化支援

## 11 打合せ協議

業務の打合せは、以下のとおりとする。業務着手時及び成果品納入時の打合せには原則として管理技術者が出席するものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間打合せ3回
- (3) 成果品納入時
- (4) その他監督員が必要と認める場合

## 12 成果品の提出

### (1) 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。以下に記載のない項目については、監督員と協議の上、決定する。

- |              |    |
|--------------|----|
| ①報告書（A4版製本）  | 2部 |
| ②成果品データ      | 1式 |
| ③関連資料        | 1式 |
| ④その他必要と認めるもの | 1式 |

### (2) 成果品の帰属

成果品はすべて発注者の所有とし、業務上知り得た成果、資料等の秘密を第三者に漏らし、自ら使用してはならない。

## 13 疑義

特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、速やかに発注者と受注者は協議の上、業務が円滑に進むよう努力をしなければならない。

## 別紙 位置図

本業務の対象区域は、「気仙沼まちなかエリア未来ビジョン」の区域に準じ、以下のとおりとする。なお、プロジェクトの深化に応じて柔軟に対応できるよう、あえて明確な区域設定はしていない。

